

PICK UP

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

2022年8月 Vol.18

中小企業向け「賃上げ促進税制」の改正内容をおさらい！

「賃上げ促進税制」とは、岸田政権が掲げる分配政策の目玉として盛り込まれた税制優遇制度であり、これまでの「所得拡大促進税制」に一部改正を加える形でリニューアルされています。

中小企業者に関しては既存の従業員の給与水準をアップした場合だけでなく、事業規模拡大などに伴って人件費が増加する場合にも利用できる可能性があるため、制度の適用要件をしっかりと確認しましょう。

賃上げ促進税制とは？

中小企業向け「賃上げ促進税制」は、中小企業者等が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。制度の対象期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人事業主の場合は令和5～6年の各年)となります。具体的な税額控除額は下図のとおりです。

< 中小企業向け (資本金1億円以下の企業など) >

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報はこちら



出典：経済産業省 関東経済産業局「賃上げ促進税制」パンフレット」

お問い合わせ

T&M田中会計有限公司

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永縄ビル

TEL:075-415-3463

なお当制度は国内雇用者に対する給与等が対象であり、パートやアルバイト、日雇労働者も含まれますが、役員やその特殊関係者等は除かれるためご注意ください。

改正の内容は？

令和4年度税制改正によって、従業員の賃上げを行った場合の税制優遇制度は下図のように変更されました。

令和4年度改正による主な変更点			
<ul style="list-style-type: none">✓ 上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ（控除率最大40%）✓ 教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更✓ 経営力向上要件は廃止			
旧制度	適用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和4年）	新制度	適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年）
適用要件（通常要件）	控除率	適用要件（通常要件）	控除率
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
適用要件（上乗せ要件）	控除率	適用要件（上乗せ要件）	控除率
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと	+10%	雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	+15%
①教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること		教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること	+10%
		※経営力向上要件は廃止	


出典：中小企業庁『中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック』

「通常要件」には変更がないものの、「上乗せ要件」が簡素化され、さらに控除率の最大値が25%⇒40%へ拡充されるなど、制度としての利便性や賃上げを実施した場合の節税効果を高める改正内容となっています。

給与水準の引き上げや増員などによって人件費の増加が見込まれる場合には、当制度の適用可否について必ずチェックしましょう。

賃上げ促進税制の改正により、最大控除率が40%まで引き上げられ、人件費が増加する中小企業者等にとっては節税効果が拡大します。

制度が適用できればキャッシュフロー上も大きなメリットがあるため、人件費が増加する場合には必ず適用可否のチェックを行いましょう。

記事作成：  経営革新等支援機関推進協議会

T&M田中会計有限公司

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永縄ビル

TEL:075-415-3463

お問い合わせ